

蓮田市とT.T彩たま株式会社との連携協力に関する協定書

蓮田市（以下「甲」という。）とT.T彩たま株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、蓮田市のスポーツ推進に向けて連携協力するための協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、競技スポーツの充実とともに、生活の中のスポーツ推進を目指し、「楽しむスポーツ」の充実を図り、地域の活性化及び市民の福祉の向上に資することを目的とする。

（誠実対応義務）

第2条 前条の目的達成のため甲及び乙は、互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意をもって積極的に協定に基づく事業に取り組むこととする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携協力を進めるものとする。この場合において、当該各号の詳細、具体的事項等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

- （1）卓球をはじめとするスポーツの振興に関すること
- （2）青少年の健全育成に関すること
- （3）甲及び乙の情報発信に関すること
- （4）その他、甲及び乙の発展に寄与すること

（確認事項）

第4条 甲及び乙は、本協定を締結するにあたり、甲が乙以外の民間企業等を連携協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体等と連携し協力することを妨げるものではない。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第7条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（雑則）

第9条 業務の円滑な遂行のため、甲及び乙は本協定に係る事業の連絡調整に関する担当部署をそれぞれ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年9月26日

甲 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1
蓮田市長

山口京子

乙 埼玉県さいたま市浦和区仲町2-5-1
T.T彩たま株式会社
代表取締役

奥賀英司